

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・ 公の施設の指定管理者の指定（2件）
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等
- ・ 保安林の指定の予定（2件）
- ・ 保安林の指定の解除
- ・ 道路の供用開始
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名  
 地域づくり推進課  
 水環境対策課  
 林政課  
 ”  
 道路維持課  
 壱岐振興局

### ◎ 公 告

- ・ 地籍調査の成果の認証
- ・ 一般競争入札の実施
- ・ 大規模小売店舗の変更事項届出（3件）
- ・ 一般競争入札の実施

土地対策室  
 水環境対策課  
 経営支援課  
 壱岐振興局

## 告 示

### 長崎県告示第3号

土石流被災家屋保存公園条例（平成11年長崎県条例第1号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
土石流被災家屋保存公園	南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市 市長 松本 政博	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

### 長崎県告示第4号

雲仙岳災害記念館条例（平成13年長崎県条例第50号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
雲仙岳災害記念館	福岡県福岡市中央区大名二丁目8番22号天神偕成ビル3階 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和6年4月1日から

	九州沖縄支店 支店長 松坂 遼	令和11年3月31日まで
--	--------------------	--------------

## 長崎県告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務番号 5債都流維第1-1号
- (2) 業務名 大村湾南部浄化センター維持管理業務委託
- (3) 履行場所 長崎県諫早市貝津町1410番地ほか

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) この告示の日から開札日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 申請書の提出期限の日から開札日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 申請書の提出期限の日以前6か月から開札日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 他の入札参加希望者と一定の系列関係（資本的關係、人的關係等をいう。）がある者

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

以下の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること又は同規程以上の維持管理能力を有すると認められる者であること。
- (2) 標準活性汚泥法による施設処理能力（今回実績対象となる下水道終末処理場維持管理業務の仕様書等に明記された施設処理能力をいう。以下同じ。）が5,000立方メートル毎日以上の下水道終末処理場において、地方公共団体又は地方公共団体が出資し、又は出せんしている団体（日本国外の場合は同種の公的機関をいう。）から、平成20年度以降に3年以上継続して（同一処理場であることを要しない。）水処理施設及び汚泥処理施設を併せた下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作、監視及び保守点検をいう。）を元請として受託し、その履行実績を有すること。
- (3) 次に掲げる配置予定技術者を履行場所に専任で配置できること。
  - ア 次に示す要件を全て満たす総括責任者1名
    - a 競争入札参加資格審査申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
    - b 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する政令で定める資格を有すること。
    - c 施設処理能力が5,000立方メートル毎日以上の下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作、監視及

び保守点検をいう。)に係る実務経験(以下「実務経験」という。)を3年以上有すること。

d 下水道終末処理場の維持管理業務における総括責任者として1年以上又は副総括責任者(総括責任者を補佐する立場を含む。以下「副総括」という。)として2年以上の実務経験を有すること。

イ 次に示す要件を全て満たす副総括1名以上

a 競争入札参加資格審査申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

b 下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格を有すること。

c 実務経験を3年以上有すること。

#### 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 競争入札参加者の審査

ア 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、イに掲げる事項について審査し、決定する。

イ 審査事項

a 年間売上高

b 営業年数

c 従業員数

d 財務比率(純利益率、固定長期適合率及び流動比率)

e 2及び3の要件

##### (2) 資格審査申請の時期

この告示の日から令和6年2月1日までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### (3) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県入札・調達情報のウェブサイトからダウンロードすることにより入手することもできる。

長崎県入札・調達情報のウェブサイトアドレス

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-choatatsujoho/gyomuitaku/index.html>

##### (4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(2)に示す期日までに(6)に掲げる提出場所に2部(正本1部及び写し1部)を提出すること。なお、郵送(書留郵便により受領期限内必着のこと)も可とする。郵送により提出する場合は1部(正本1部)を提出すること。

ア 誓約書

イ 財務関係明細書

ウ 営業概要書

エ 委任状(権限を支社(店)長等に委任する場合のみ提出すること。)

オ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

カ 個人にあっては次のa及びb

a 本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

キ 県税に関し未納がないことを証する証明書

ク 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ケ 印鑑届(様式第2号)

コ 口座振替申込書(様式第3号)

サ 2及び3の資格を満たすことを証する書類

シ その他競争入札参加資格条件を満たすことを証する書類

##### (5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

##### (6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号

〔名 称〕長崎県県央振興局管理部総務課経理班

〔電 話〕0957-22-0010

〔F A X〕0957-23-6035

(7) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和6年6月30日までとする。

7 資格申請事項の変更

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 所在地

ウ 代表者

エ 資本金（法人の場合）

オ 使用印鑑

カ 委任事項

キ 金融機関取引口座

ク 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消しの通知

競争入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

東彼杵郡波佐見町金屋郷字原口1924の1、1925、字浦山1927、1929の2、1930、1930の1、1930の2、1932、1932の2、1961、字深迫2275、2277、2279、2281、2282、2284、2285の1、2285の2、2285の4、2286、2287、字前田2290の1、2290の2、2291、字山ノ田2337

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 長崎県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字築地39の1、39の2、39の4、39の18、39の23から39の25まで、40の1、75の34
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字築地39の2・39の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第8号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷字中野14の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礪石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲761番地先から 島原市出の川町甲719番地先まで	令和6年1月9日

**長崎県告示第10号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年1月9日

壱岐振興局長 小畑 英二

- 1 一般競争入札に付する事項

複合機の複写サービス業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

長崎県内に本店又は支店等を有し、当該支店等に常勤の従業員を雇用していること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
  - ア 年間売上高
  - イ 営業年数
  - ウ 従業員数
  - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
  - オ 3の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期  
この告示の日から、令和6年1月18日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
  - ア 誓約書
  - イ 営業概要書
  - ウ 委任状
  - エ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - オ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票の写し並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - カ 法人にあつては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - キ 個人にあつては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - ク 県税に関し未納がないことを証する証明書
  - ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - コ 印鑑届（様式第2号）

※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。

※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第472号）」に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、

2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、当該資格審査結果通知書の写しの提出をもって、イ及びエからケの書類に代えることができるものとする。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570

(名称) 壱岐振興局管理部総務課総務係

(電話) 0920-47-4396

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平戸市	R4年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 大久保第10-2等2単位区域	令和5年12月25日
平戸市	R3年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 大久保第15	令和5年12月25日
平戸市	R2年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 宝亀B	令和5年12月25日
平戸市	R2年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 宝亀C	令和5年12月25日
平戸市	R2年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 津吉B等2単位区域	令和5年12月25日

**一般競争入札の実施（公告）**

大村湾南部浄化センター維持管理業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

長崎県県央振興局長 井手 美都子

**1 一般競争入札に付する事項**

- (1) 業務番号 5債都流維第1-1号
- (2) 業務名 大村湾南部浄化センター維持管理業務委託
- (3) 履行場所 長崎県諫早市貝津町1410番地ほか
- (4) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 業務内容 入札説明書による。
- (6) 最低制限価格 設定しない。

**2 入札参加資格**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和6年1月9日付けで告示した大村湾南部浄化センター維持管理業務委託に関する競争入札の参加者の資格等に基づく入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると確認された者であること。
- (4) この公告の日から13の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から13の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

**3 入札参加資格を得るための申請の方法等**

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号

（名称）長崎県県央振興局管理部総務課経理班

（電話）0957-22-0010

（提出期限）令和6年2月1日 午後5時まで

**4 入札参加条件**

- (1) 当該業務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。
- (2) 当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

**5 入札の方法等****(1) 入札書の記載**

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札執行回数は、3回を限度とする。なお、入札不調の場合においては、随意契約による契約を締結する場合がある。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 電送による入札は認めない。
- (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- (6) 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）に定める様式を準用すること。

**6 当該業務の入札・契約に関する事務を担当する部局の名称等**



(住 所) 〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号  
(名 称) 長崎県県央振興局管理部総務課経理班  
(電 話) 0957-22-0010  
(F A X) 0957-23-6035

7 当該業務の入札説明書の内容等、業務に関する事務を担当する部局の名称等

(住 所) 〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号  
(名 称) 長崎県県央振興局建設部道路第二課  
(電 話) 0957-22-0010  
(F A X) 0957-22-6856

8 契約条項等

- (1) 契約条項は、入札説明資料に含まれる。
- (2) 入札説明会は、実施しない。
- (3) 現有施設に係る施設機能報告書、完成図書類の閲覧を希望する者は、事前の申請により閲覧が可能である。

閲覧の事前申請場所 7に示す部局

閲覧の事前申請期間 この公告の日から令和6年2月1日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (4) 現有施設に係る現場見学を希望する者は、事前の申請により見学が可能である。

見学の事前申請場所 7に示す部局

見学の事前申請期間 この公告の日から令和6年2月1日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (5) (3)による閲覧及び(4)による現場見学は、7に示す部局への事前の申請により、当該部局から指定された日時に可能である。

9 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和6年2月1日までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
(場所) 6に示す部局とする。

10 入札説明書に関する質問

(期間) この公告の翌日から令和6年2月9日までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
(場所) 6に示す部局とする。

11 入札説明書に関する質問への回答

(期限) 令和6年2月14日までに回答する。

(方法) 長崎県入札・調達情報のウェブサイトに掲載する。

長崎県入札・調達情報のウェブサイトアドレス

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

12 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 開札の場所及び日時等

- (1) 場所 長崎県諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局4階入札室

- (2) 日時 令和6年2月22日 午前10時00分開始

- (3) 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に6に示す部局に確認すること。

- (4) 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和6年2月21日 午後5時(必着)

(提出先) 6に示す部局とする。

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限必着のこと。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出す

る場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とする。）

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は契約金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約の履行完了の証明を必要とする。）

15 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 郵送による場合の入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者のした入札であるとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人で有る場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

17 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間に置いて、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 18 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、同協定附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他詳細は入札説明書による。

## 19 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
The maintenance and management of the regional sewerage system at Omurawan-nanbu Purification Center.
- (2) Fulfillment period:  
March 31st, 2027
- (3) Fulfillment place:  
1410 Kaidu-Machi, Isahaya City, Nagasaki Prefecture, 854-0063, JAPAN
- (4) Time-limit for tender:  
5:00p.m. February 21st, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:  
10:00a.m. February 22nd, 2024
- (6) Point of Contact:  
General Affairs Section, Management Division, Ken-ou Development Bureau.  
25-8 Eishohigashi-Machi, Isahaya City, Nagasaki Prefecture, 854-0071, JAPAN  
Te1:0957-22-0010

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス東諫早店  
長崎県諫早市小豆崎町186番地、187番地、188番地、189番地1、189番地2、193番地1、195番地4
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名
- (4) 変更の年月日  
令和5年9月1日ほか

#### 2 届出年月日

令和5年12月12日

#### 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス東諫早店

長崎県諫早市小豆崎町186番地、187番地、188番地、189番地1、189番地2、193番地1、195番地4

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## (4) 変更の年月日

令和5年12月13日

## 2 届出年月日

令和5年12月12日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐世保藤原町複合商業施設

長崎県佐世保市藤原町352番地6 外

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社金納ホールディングス 代表取締役 金納 慶太

長崎県佐世保市大岳台町20番10号

蔵キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役 金納 小百合

東京都新宿区南元町14番地2 プレミアスイート外苑の杜501

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役社長 織田 寛明

東京都千代田区麴町5丁目1番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号 他4店

(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野 善紀

群馬県高崎市栄町1番1号 他5店

(4) 変更の年月日

令和4年4月1日 他

2 届出年月日

令和5年12月8日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**一般競争入札の実施（公告）**

複合機の複写サービス業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

壱岐振興局長 小畑 英二

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

複合機の複写サービス業務

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 履行場所

壱岐振興局ほか

(5) 予定数量

仕様書のとおり

(6) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の品目ごとに消費税抜き価格相当額（入札単価）を記載すること。また、1年間の業務実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を記載すること。なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。

イ 電送及び郵送による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

## 2 入札参加資格

複合機の複写サービス業務に関する令和6年1月9日付けの一般競争入札の参加者の資格等（告示）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570

（名称）壱岐振興局管理部総務課総務係

（電話）0920-47-4396

（提出期限）令和6年1月18日17時00分

## 4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

## 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570番地

（名称）壱岐振興局管理部総務課総務係

（電話）0920-47-4396

## 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

## 7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和6年1月18日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

## 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札の日時及び場所

令和6年1月25日 13時30分 壱岐振興局第一別館第1会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約総価格（各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約総価格に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

## 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印した印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印した印鑑が委任状に押印した代理人の印鑑でない場合を含む。）。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格が最低である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト